

## 神奈川県と東京ガス株式会社との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 暮らしの安全・災害対策に関すること
- (2) エネルギー・環境に関すること
- (3) 共生社会の推進に関すること
- (4) スポーツ振興に関すること
- (5) 未病を改善する取組に関すること
- (6) 地産地消に関すること
- (7) その他県民サービスの向上・地域の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

## （協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

## （期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月25日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 東京都港区海岸1-5-20  
東京ガス株式会社  
代表取締役社長 内田 高史(自署)